

第8章 建築



令和元年台風15号の被害に係る千葉県への派遣出発式の様子

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を行うことによって、更には耐震化やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存特殊建築物の防災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また、地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など、建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速かつ的確な処理を行うため、土木建築局建築課のほか西部、東部、北部の各建設事務所に建築主事を配置している。

また、広島市（昭和27年4月）、福山市（昭和46年10月）、呉市（昭和50年4月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて、尾道市（昭和56年10月）、三原市（昭和57年4月）、東広島市（昭和60年4月）、廿日市市（昭和63年4月）、三次市（平成17年4月）に建築主事を配置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後、東広島市は平成18年4月から、尾道市、三原市及び廿日市市は平成20年4月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成11年5月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の4機関、中国地方整備局長指定の2機関（以上、県内に事務所を開設しているものに限る。）及び知事指定の1機関（令和2年3月31日現在）が業務を行っている。

また、平成19年6月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関2社で業務を行っている。

なお、平成22年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）（単位：件）

行政庁等	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
広島県	173	169	185	190	157
広島市	493	469	517	517	354
呉市	206	222	195	223	170
福山市	116	128	122	105	65
東広島市	123	139	148	136	79
尾道市	48	46	49	38	31
三原市	33	33	21	32	24
廿日市市	58	48	46	48	44
三次市	66	72	67	46	66
民間指定機関	10,662	10,403	10,523	10,379	9,630

3 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限等について特定行政庁の許可に対する同意の決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では、県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数

（単位：件）

年度	内 容	特 定 行 政 庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
H27	用途地域関係	1	1		1					3
	敷地等と道路の関係	31	154	12	103	14		17	8	339
	道路内の建築物	1	18			1				20
	容積率制限、高さ制限、日影規制		4		1					5
	計	33	177	12	105	15		17	8	367
H28	用途地域関係		1	4	1				2	8
	敷地等と道路の関係	22	155	16	124	15	3	14	9	358
	道路内の建築物	1	10		1	0				12
	容積率制限、高さ制限、日影規制		6			1				7
	計	23	172	20	126	16	3	14	11	385
H29	用途地域関係				6			1	1	8
	敷地等と道路の関係	29	138	9	129	20	2	57	13	397
	道路内の建築物		8		1			1		10
	容積率制限、高さ制限、日影規制		5	2	1	1				9
	計	29	151	11	137	21	2	59	14	424
H30	用途地域関係	1			7					8
	敷地等と道路の関係	18	141	12	106	14	5	18	14	328
	道路内の建築物	3	8							11
	容積率制限、高さ制限、日影規制		1							1
	計	22	150	12	113	14	5	18	14	348
R 元	用途地域関係			1	7					8
	敷地等と道路の関係	14	140	14	63	12	1	8	6	258
	道路内の建築物		8	1	1					10
	容積率制限、高さ制限、日影規制		1							1
	計	14	149	16	71	12	1	8	6	277

4 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計，工事監理等を行う技術者の資格を定めて，その業務の適正化を図り，建築物の質の向上に寄与することを目的として，建築士法が昭和 25 年に制定され，更に昭和 58 年の一部改正により，昭和 59 年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために，木造建築士資格が創設された。

これにより，一級・二級及び木造建築士制度が確立し，それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は，一級建築士については国土交通大臣，二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

(2) 二級・木造建築士試験（広島県知事施行）の状況

(単位：人)

年	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	合格率 (C/B)
平成27	624 (10)	530 (8)	119 (1)	22.5% (12.5%)
28	618 (7)	507 (6)	127 (0)	25.1% (0.0%)
29	622 (8)	529 (6)	126 (2)	23.8% (33.3%)
30	667 (3)	551 (2)	143 (0)	26.0% (0.0%)
令和元	643 (5)	538 (5)	114 (1)	21.2% (20.0%)

(注) () 内は木造建築士 (外数)

(3) 建築士及び建築士事務所の登録状況

一級建築士については国土交通大臣が，二級建築士及び木造建築士については知事が，該当の建築士試験の合格者の申請に基づいて建築士名簿に登録し，免許を与えている。

また，他人の求めに応じ報酬を得て設計，工事監理等を業として行う場合は，建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

広島県知事登録の建築士及び建築士事務所

(令和2年3月31日 現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士	—	18,501	501	19,002
建築士事務所	1,804	490	7	2,301

※ 一級建築士 (大臣免許) の登録数 (全国) は，平成 31 年 4 月 1 日現在 (令和 2 年 5 月 11 日までに公式に発表された数値の中で最新のもの) で，373,490 名

(4) 地震被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成

阪神・淡路大震災を契機として，地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため，平成 6 年度から応急危険度判定士の，平成 30 年度からは判定活動において中心的な役割を担う判定コーディネーターの養成を行っている。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは，一級・二級及び木造建築士等のうち知事の指定する講習会を受講し，知事が判定士として認定した者である。

(単位：人)

年度	応急危険度判定士		判定コーディネーター	
	講習受講者数	登録者総数 (年度末)	講習受講者数	登録者総数 (年度末)
平成 27	147	2,123	—	—
28	124	2,202	—	—
29	219	2,345	—	—
30	152	2,426	89	89
令和元	102	2,402	44	133

5 宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士等に対して必要な規制を行う。
また、不動産取引に関する苦情相談について、国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し対応している。

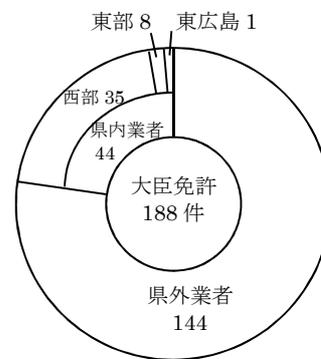
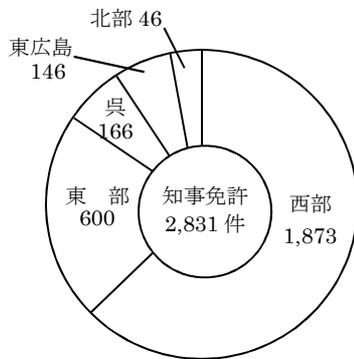
(1) 宅地建物取引業者

ア 年度別宅地建物取引業者免許状況（広島県知事免許）

年度	当初件数	新規	更新	小計	廃業等	年度末件数
H27	2,822	99	199	298	109	2,812
H28	2,812	113	685	798	131	2,794
H29	2,794	108	703	811	91	2,811
H30	2,811	123	581	704	124	2,810
R元	2,810	124	265	389	103	2,831

イ 建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

（令和2年3月31日現在）



※知事免許：広島県のみ事務所に設置

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引士

ア 宅地建物取引士資格試験受験状況

宅地建物取引士資格試験受験状況（広島県）

年度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
H27	4,570	3,610	529	14.7
H28	4,501	3,593	526	14.6
H29	4,692	3,769	553	14.7
H30	4,715	3,758	558	14.8
R元	5,080	4,112	664	16.1

イ 宅地建物取引士登録者数

22,363人（令和2年3月31日現在）

6 県補助事業（耐震・がけ近）

(1) 建築物耐震化促進事業

大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物について、建築物所有者が実施する耐震診断・改修の負担低減につながる支援をすることにより、これら建築物の耐震化対策の促進を図っている。

広域緊急輸送道路沿道建築物については、一般社団法人広島県建築士事務所協会と平成 29 年 4 月 25 日に協力協定を締結し、所有者への戸別訪問等による普及啓発（耐震化に係る補助制度や技術的な説明）に取り組んでいるところである。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 48 年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近 5 年間の実績については、平成 27 年度に建物除却 1 戸 802 千円（県費 200 千円）、平成 28 年度に建物除却 3 戸 2,406 千円（県費 601 千円）となっている。

(3) 建築物土砂災害対策改修促進事業

平成 27 年度に、土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対して、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県及び市町が助成する制度を創設した。

7 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

「バリアフリー法」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数（バリアフリー法）（単位：件）

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
認定件数	9	4	5	3	5

広島県全体の各件数（広島県福祉のまちづくり条例）（単位：件）

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
事前協議件数	291	342	330	317	253
適合通知書交付	40	57	40	33	33
適合証交付件数	24	23	26	9	24

8 広島県耐震改修促進計画（第 2 期計画）

県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平成 25 年 11 月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律により、大規模建築物に耐震診断を義務付ける等、耐震化の促進に向けた取組が強化されたことを踏まえて、第 2 期計画（計画期間：平成 28～令和 2 年度）を策定した。

(1) 耐震化率の状況と目標

対象建築物	【現状】 (H27 年度末推計値)	【目標】 (R 2 年度末)	【目指す姿】
多数の者が利用する建築物	86.4%	92.0%	100% (R12 年度末)
住宅	79.2%	85.0%	100% (R17 年度末)

(2) 取組の内容（施策）

多数の者が利用する建築物	(1) 市町の補助制度の継続，創設の促進 (2) 公共建築物の計画的な耐震化 (3) 所有者への意識啓発
大規模建築物	(4) 耐震化状況の公表による促進 (5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進
避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路）	(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 (7) 民間建築物の耐震化促進 ①県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ②県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進
防災拠点建築物	(8) 耐震化状況の公表による促進
住宅	(1) 市町の補助制度の改善，創設の促進 (2) 所有者への意識啓発
全般事項	(1) 相談体制の整備や情報提供の充実 (2) 関係団体との連携等による普及啓発

9 建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし，建築及び住宅に関する基礎資料とするため，毎月1回，国の指定統計として建築着工統計調査，届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

そのうち，県内の着工建築物の状況は，次のとおりである。

(1) 建築着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位：㎡)

市郡		暦年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31/令和元年
市	計		2,179,047	2,639,028	2,828,908	2,365,199	2,295,244
郡	計		202,126	164,295	135,950	191,751	209,963
県	計		2,381,173	2,803,323	2,964,858	2,556,950	2,505,207
内 訳	木造		999,246	1,034,000	1,058,815	1,126,676	1,101,846
	鉄骨造		995,035	1,240,469	1,140,805	1,061,769	923,594
	鉄筋コンクリート造		355,548	502,464	637,120	351,161	467,339
	鉄骨鉄筋コンクリート造		24,213	17,158	119,929	5,059	2,745
	コンクリートブロック造		157	244	240	142	194
	その他		6,974	8,988	7,949	12,143	9,489
全	国 計		129,443,907	132,962,092	134,678,953	131,149,252	127,555,033

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については，県のホームページに掲載している。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1275877418054.html>

10 建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務

建築物の省エネ性能の向上を図るため、①大規模な非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置（適合判定義務）、届出義務（平成29年4月1日施行）及び、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置（認定制度）（平成28年4月1日施行）を講じている。

県内の認定状況等は、次のとおりである。

所管行政庁への届出件数

（単位：件）

所管行政庁		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
年度											
H29年度	届出件数	83	345	28	166	64	15	36	27	4	768
H30年度	届出件数	90	318	31	177	94	25	21	30	6	792
R元年度	届出件数	97	313	31	163	65	15	39	21	1	745

建築物省エネ向上の認定件数

（単位：件）

所管行政庁		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
年度											
H28年度	性能向上計画認定件数	1	1	0	7	0	0	0	0	0	9
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29年度	性能向上計画認定件数	2	0	0	17	0	0	1	0	0	20
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30年度	性能向上計画認定件数	3	0	0	7	0	0	2	0	0	12
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R元年度	性能向上計画認定件数	2	3	0	13	0	0	0	0	0	18
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1.1 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年 6 月 4 日施行）に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H27 年度	189	665	128	401	183	49	100	104	12	1,831
H28 年度	173	650	88	409	212	44	116	144	2	1,838
H29 年度	196	702	78	369	221	27	88	109	9	1,799
H30 年度	166	710	118	349	243	37	108	130	2	1,863
R 元年度	206	733	92	375	317	40	112	98	5	1,978

1.2 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月 4 日施行）に規定する建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H27 年度	4	79	18	10	15	2	3	15	0	146
H28 年度	17	219	12	53	8	0	6	19	0	334
H29 年度	11	240	9	42	16	0	3	29	0	350
H30 年度	8	162	5	49	6	0	13	16	0	259
R 元年度	10	245	10	49	16	0	8	5	0	343